

平成28年度第2回伊丹市行政不服審査会 会議録

1 日 時	平成29年2月2日（木）午後6時30分～8時30分
2 場 所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
3 出席委員	阿部会長、石橋委員、角松委員
4 事務局	堀口総務部長、浜田法務室長、平井法務管理課長、他職員1名
5 傍聴者	なし
6 議事の概要	<p>(1) 平成28年度諮問第1号案件について</p> <p>諮問第1号案件（国民健康保険税納税通知による税額決定処分に係る審査請求）について、前回の会議に引き続いて審議を行い、審議の結果、本件審査請求は、棄却されるべきである旨の答申を行うことに決定した。</p> <p>（本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議の内容は、伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。）</p> <p>(2) 答申の公表内容及び公表方法について</p> <p>事務局から答申の公表内容及び公表方法（資料①）について説明。審議の結果、審査会ホームページで委員名簿を載せることを前提とし、答申の公表については、審査関係人が特定される個人情報「○○○」等と置き換えた上、答申書のPDF（委員名の記載を含む。）を審査会のホームページ及び、総務省が運用する「行政不服審査裁決・答申データベース」に登録することによって行うことに決定した。</p> <p>（主な協議内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員名簿については、個人の権利義務に関わる判断をするので、責任を負う意味では、公表すべき。 ・ 委員名簿が公表されていれば、答申の公表については、委員名の記載がなくても足りるのでは。 ・ 委員の除斥があった場合を考えると、答申の公表についても、当該答申について、責任を負う者として、委員名が記載されていた方がよいのでは。 ・ 市ホームページと、総務省データベースの両方で答申を公表する場合、市ホームページでは委員名記載も違和感はなく、総務省データベースでは違和感があるが、社会的責任を果たそうとすれば、記載した方がよい。 ・ 市ホームページと、総務省データベースの両方で答申を公表する場合、市民の利便を考え、総務省データベースに登載した答申に

ダイレクトにリンクできないか、事務局で確認の上、できるだけ市民のアクセスが容易になるよう、工夫願いたい。

(3) 会議録の内容及び公表方法について

事務局から会議録の内容及び公表方法（資料②）について説明。審議の結果、会議録は逐語ではなく、議事の概要を示したもののみを作成し、公表することに決定した。

（主な協議内容）

- ・ 逐語の詳細な会議録を作ると、会議ごとに署名委員がその内容をすべて確認することは、大変負担がかかる。逐語であれば、不適切な表現があった場合の修正や、委員の発言整理の許容範囲等の検討が必要である。
- ・ 裁判であれば、合議の秘密は公開されない。審査請求の審査会の議論も、率直に意見交換し、場合によっては口論になるくらいやりあってもよいわけで、審査会の結論はあくまで答申書であり、そこに至る会議のプロセスは、裁判同様、合議の秘密だとも考えられる。
- ・ 答申書の一言一句の確認は重要だが、そこに至る会議の議論を詳しく残す必要があるのか。誰の必要か。
- ・ 詳細な会議録が残ると、類似案件などが出てきたときに、どういう流れでそうなったかという参考にはなる。運営要領は、会議録作成義務は定めているが、逐語的なものでなければならぬとは要求していないのでは。
- ・ 公開部分は一言一句残してもよいが、非公開の会議は、その議論を誰にも見せない前提で議論しているのだから、時間経過により会議録で見られることになるのはおかしい。
- ・ 非公開の趣旨が、プライバシーの観点だけでなく、委員の自由な意見交換の保障の観点もあることも踏まえて考えれば、非公開部分は、「〇〇について議論した。」でよい。
- ・ 結論が出るまでの議論過程のメモは必要かと思うが、このメモや録音は、委員又は事務局職員の一時的な個人メモでしかないのではないか。

(4) 標準審理期間の策定について

事務局から標準審理期間（案）（資料③）について説明。審議の結果、標準審理期間は6ヶ月とし、審理員・審査会に対して口頭意見陳述が行われる場合は、それぞれ4週間を追加することに決定した。

（主な協議内容）

- ・ 審査関係人が審理員及び審査会への口頭意見陳述を希望する場

	<p>合、それぞれに4週間を要することを見込み、実際の審理期間は、標準審理期間より長くなるということによいか。他市で同様な事例はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会を2回開催するとして、1回目と2回目の間が2ヶ月という想定は、空き過ぎだが、全体の期間としては、6ヶ月は、妥当であると思われる。 <p>(5) 行政不服審査法第43条第1項第5号（審査会が諮問を要しないと認める場合）の運用について</p> <p>事務局から行政不服審査法第43条第1項第5号の運用（資料④）について説明。審議の結果、本市では審査請求案件が少ないことに鑑み、現時点では、5号に該当する基準を事前に策定せず、審査庁からの諮問に対し、諮問を要しないと判断した場合、その旨を答申書に記載し、これを蓄積することにより、運用方針として決めていくことに決定した。</p> <p>（主な協議内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布資料の他自治体の例に、行審法43条1項1号に該当するものが含まれていないか事務局で再確認したほうがよい。同号の範囲は結構ややこしかったと思う。同号の機関に該当しないもので、これに類似するものが伊丹市にあって、その議を経たものについては諮問を要しないと認められるものがあるときは、これを5号該当として定めることが考えられる。 ・ 審査会が諮問不要と認めるものは、「諮問の必要なし」という答申を出すことで、判例法理的に蓄積していけばよい。
7 報 告	<p>伊丹市行政不服審査会の公印について</p> <p>事務局から会長名で発信する文書に押印するため、伊丹市行政不服審査会長印を作成することとした旨、報告があった。</p>
8 資 料	<p>資料① 答申の公表内容及び公表方法について</p> <p>資料② 平成28年度第1回伊丹市行政不服審査会 会議録（案）</p> <p>資料③ 標準審理期間（案）</p> <p>資料④ 行政不服審査法第43条第1項第5号の運用について</p>